議第２６号

令和７年度酒田市一般会計歳入歳出決算の認定について

令和７年度酒田市一般会計歳入歳出決算の認定について、酒田市長より意見を求められているので、同意するものとする。

令和８年８月１８日提出

酒田市教育委員会
教育長　赤坂　宜紀

議第２７号

令和８年度酒田市一般会計補正予算（第４号）について

令和８年度酒田市一般会計補正予算（第４号）について、酒田市長より意見を求められているので、同意するものとする。

令和８年８月１８日提出

酒田市教育委員会
教育長　赤坂　宜紀

議第２８号

酒田市立図書館設置管理条例の一部改正について

酒田市立図書館設置管理条例の一部改正について、酒田市長より意見を求められているので、同意するものとする。

令和８年８月１８日提出

酒田市教育委員会
教育長　赤坂　宜紀

酒田市立図書館設置管理条例の一部を改正する条例

酒田市立図書館設置管理条例（平成１７年条例第１９７号）の一部を次のように改正する。

第１条中「。以下「法」という。」を削る。

第４条第１項中第６号を第７号とし、第５号を第６号とし、第４号を第５号とし、第３号の次に次の１号を加える。

(4) 第１８条に規定する使用料の徴収、第１９条に規定する使用料の減免、第２０条に規定する使用料の返還その他使用料の徴収に関する業務

第４条第２項中「第１７条第２項の規定中」を「第１７条第２項中」に、「、「指定管理者」」を「「指定管理者」と、第１８条第１項、第１９条及び第２０条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」」に改める。

第１８条の見出し中「使用料」の次に「等」を加え、同条中「使用者」を「研修室の使用者」に改め、同条に次の１項を加える。

２　市長は、図書館の管理を第３条の規定により指定管理者に行わせるときは、地方自治法第２４４条の２第８項の規定により指定管理者に研修室の使用に係る使用料を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。この場合において、当該使用料は、別表に掲げる金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定めるものとする。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

２　この条例による改正後の酒田市立図書館設置管理条例の施行に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても、行うことができる。

（提案理由）

地方自治法第２４４条の２第８項の規定により、指定管理者に図書館の研修室の利用に係る料金を当該指定管理者の収入として収受させることができるようにするため、所要の改正を行うものである。

議第２９号

酒田市立図書館設置管理条例施行規則の一部改正について

酒田市立図書館設置管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように改正する。

令和８年８月１８日提出

酒田市教育委員会
教育長　赤坂　宜紀

酒田市立図書館設置管理条例施行規則の一部を改正する規則

酒田市立図書館設置管理条例施行規則（平成１７年教育委員会規則第３３号）の一部を次のように改正する。

第２条中「。以下「法」という。」を削る。

第３条中「次条第１項」を「次条」に、「法」を「図書館法」に、「第２１条第２項」を「第２１条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第２項」に改める。

第２０条の次に次の１条を加える。

（利用料金の承認）

第２０条の２　条例第１８条第２項の規定により、指定管理者は、研修室利用料金承認申請書（様式第１２号）を市長に提出し、利用料金の承認を得なければならない。

第２１条第２項中「様式第１２号」を「様式第１３号」に改める。

様式第１２号を様式第１３号とし、様式第１１号の次に次の１様式を加える。

様式第12号(第20条の2関係)

研修室利用料金承認申請書

年　　月　　日

酒田市長　　宛

申請者　団体の所在地
団　体　名
代 表 者 名

研修室の利用料金を次のとおり定めたいので、御承認くださるよう申請します。

（ここに表を入れるものとする。）

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和９年４月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

２　この規則による改正後の酒田市立図書館設置管理条例施行規則の施行に関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行の日前においても、行うことができる。

（提案理由）

地方自治法第２４４条の２第８項の規定により、指定管理者に図書館の研修室の利用に係る料金を当該指定管理者の収入として収受させることができるようにするため、酒田市立図書館設置管理条例の改正にあわせ所要の改正を行うものである。

議第３２号

教育に関する事務の管理及び執行状況に係る点検評価報告（令和７年度事業）について

教育に関する事務の管理及び執行の状況について、別紙のとおり点検及び評価するものとする。

令和８年８月１８日提出

酒田市教育委員会
教育長　赤坂　宜紀

（提案理由）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２６条第１項の規定により、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表するものである。

議第３３号

請負契約の締結について

酒田市立十坂小学校改修工事（建築工事）の請負契約の締結について、酒田市長より意見を求められているので同意するものとする。

令和８年８月１８日提出

酒田市教育委員会
教育長　赤坂　宜紀

記

１	工　事　名	酒田市立十坂小学校改修工事（建築工事）
２	工事場所	酒田市坂野辺新田字地続山９８７番地の１
３	仮契約の方法	条件付き一般競争入札（総合評価落札方式）
４	仮契約年月日	令和８年８月３日
５	仮契約金額	２８６，０００，０００円（税込み）
６	仮契約の相手方	酒田市山居町二丁目１３番１８号 株式会社斉藤工業所 代表取締役　斉藤　淳
７	工　期	契約締結の日から令和１０年３月１７日

議第３４号

請負契約の締結について

酒田市立十坂小学校改修工事（電気設備工事）の請負契約の締結について、酒田市長より意見を求められているので同意するものとする。

令和８年８月１８日提出

酒田市教育委員会
教育長　赤坂　宜紀

記

１	工事名	酒田市立十坂小学校改修工事（電気設備工事）
２	工事場所	酒田市坂野辺新田字地続山９８７番地の１
３	仮契約の方法	条件付き一般競争入札（総合評価落札方式）
４	仮契約年月日	令和８年８月６日
５	仮契約金額	２１４，５００，０００円（税込み）
６	仮契約の相手方	電機鉄工・五十嵐工業特定建設工事共同企業体 代表者 酒田市大浜一丁目４番５７号 電機鉄工株式会社 代表取締役 瀬尾　郁矢 構成員 酒田市広野字福岡４６０番地の１ 五十嵐工業株式会社 代表取締役 五十嵐　由美
７	工期	契約締結の日から令和１０年３月１７日

議第３５号

物品の取得について（ＧＩＧＡスクール用タブレット端末）

本教育委員会は、下記の物品を取得するにあたり、酒田市長より意見を求められているので同意するものとする。

令和８年８月１８日提出

酒田市教育委員会
教育長　赤坂　宜紀

記

１	取得の目的	ＧＩＧＡスクール用タブレット端末の更新
２	取得物品	ＧＩＧＡスクール用タブレット端末　６，７１０台
３	取得の方法	随意契約による取得
４	取得の金額	４億７，９７６万５，０００円
５	取得の相手方	山形市薬師町二丁目１８番１号 ＮＴＴ東日本株式会社山形支店 支店長　五十嵐　麻　衣